

# 日火連短信

平成30年9月14日第106号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
〒106-0041 専務理事 金子孝文  
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)  
電話 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : nikkaren-t.kaneko@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

## ◎ 狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止と 指導取締りの推進について（通達）

警察庁生活安全局保安課長より、警察庁丁保第123号(平成30年8月3日付)で狩猟期に猟銃等による事件・事故防止について以下の通達が発出されたのでお知らせします。

狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止と指導取締りの推進について(通達)  
北海道内における狩猟が来る9月15日に解禁されることを皮切りに今年度の狩猟期が始まるところ、例年、狩猟期においては猟銃及び空気銃(以下「猟銃等」という。)に係る事件・事故が増加する傾向にあることから、各都道府県警察にあつては、下記により、事件・事故の防止を図るとともに、適切な指導取締りを推進されたい。

### 記

#### 1 実施期間

平成30年11月15日から平成31年2月15日までの間

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)等の規定により上記実施期間以外の狩猟期間が定められている都道府県においては、当該期間

#### 2 指導取締りの重点

##### (1) 銃砲刀剣類所持等取締法関係

銃刀法 第3条第1項(所持の禁止)

第10条(所持の態様についての制限)

第10条の3(銃砲の構造及び機能の維持)及び

第10条の4(銃砲等の保管)・・・各規定に違反する行為

##### (2) 火薬類取締法関係

火取法 第11条第2項(貯蔵)

第17条第1項(譲渡又は譲受の許可)

第21条(所持者の範囲)、

第25条第1項(消費)・・・の各規定に違反する行為

### 3 実施上の留意事項

#### (1) 事前の措置

ア、イ・・・略・・・

#### ウ 猟銃等に係る人身事故の防止に関する指導等の徹底

各種講習会、会議等の場を通じ、猟銃等の所持者に対し、実際に発生した事故の原因や発生時の状況を示した上、猟銃等の危険性を真に理解させ、事故を防止するためにはどうすべきかを自ら考えさせる指導を徹底するとともに、法令を遵守し基本に則った猟銃等の取扱い及び保管庫の確実な施錠等の盗難防止措置についても指導すること。

#### エ 射撃技能向上を目的とした練習の奨励

猟銃の所持許可を受けた者は、狩猟期間ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習（以下「狩猟前練習」という。）を行うよう努めなければならない（銃刀法第10条の2第1項）ことを踏まえ、猟銃による事故を防止するため、射撃時における正しい猟銃の取扱方法を確実に身に付けさせるよう、指定射撃場における練習を奨励するとともに、猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上について指導すること。

#### (2) 実施期間中の措置・・・略・・・

#### (3) 猟銃用火薬類の措置

猟銃等所持者に対し、火薬類消費等計画書に基づく予定消費量を勘案した猟銃用火薬類（火取法第50条の2の適用を受ける火薬類をいう。以下同じ。）の計画的購入や狩猟期間終了後の射撃練習を通じた残火薬類の消費など、不用な猟銃用火薬類を生じさせないための措置について指導を徹底すること。また、やむを得ず不用実包その他の使用する見込みのない猟銃用火薬類が生じた場合には速やかに廃棄するよう猟銃等所持者に対して促すこと。

#### (4) 受傷事故防止の徹底・・・略・・・